



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

(法律)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 (七三)
- 建築士法の一部を改正する法律 (七四)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律 (七五)
- 予防接種法の一部を改正する法律 (七六)

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 (七七)
- 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律 (七八)

(政令)

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令 (二四一)
- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二四二)
- 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二四三)

(府令)

- 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二四四)
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府六四)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令 (同六五)

(府令・省令)

- 産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四)
- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学四)

(省令)

- 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (総務九六)
- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (同九七)
- 法務省定員規則の一部を改正する省令 (法務四五)
- 租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令 (財務五一)

- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (同五二)

- 貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部を改正する省令 (同五三)

- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学二七)
- 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (厚生労働一一九)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (同一二〇)

- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同一二一)

- 種苗法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五三)

- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (同五四)

- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令 (経済産業六三)

- 貿易保険法施行規則の一部を改正する省令 (同六四)

- 株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令 (同六五)

- マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通七〇)

- 環境省組織規則の一部を改正する省令 (環境二一)

- 自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令 (防衛一九)

(規則)

- 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則 (人事院九一三〇一一一五)

(法規的告示)

- 内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示 (内閣府八三)

- 内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示 (同八四)

- 内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示 (同八五)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

ればならないものとし、当該建築物の設計の委託を受けた建築士は、当該建築主に対し、設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。（第六十四条の五関係）

(5) 建築主（国等の機関の長を除く。）は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならないもの等とし、国土交通大臣は、届出の内容が(3)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるもの等とする。（第六十四条の六関係）

(6) 国等の機関の長は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならないもの等とし、国土交通大臣は、通知の内容が(3)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置について協議を求めることができるものとする。（第六十四条の七関係）

(7) (4)～(6)の規定は、建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しい建築物等については適用しないものとする。（第六十四条の八関係）

(8) 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、その旨、当該炭素排出量原単位等を当該建築材料等又は広告等に表示することができるものとする。（第六十四条の九第一項関係）

(9) (8)の場合を除くほか、(8)に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないものとし、主務大臣は、これに違反した者に対し、必要な措置をとるべき旨の指示、命令等を行うことができるものとする。（第六十四条の九第二項～第八項関係）

10 建築物環境性能の認証

(1) 建築主等は、(4)により国土交通大臣の登録を受けた機関（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証を申請することができるものとし、当該申請をしようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができるものとする。（第六十四条の十関係）

(2) (1)の申請を受けた登録建築物環境性能認証機関は、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣が定める認証の基準に従い認証を行ったときは、標章を付した認証書を交付することができるものとする。（第六十四条の十一関係）

(3) (2)により認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物等に(2)の認証書に係る標章を付することができるものとし、何人も、この場合を除くほか、(2)の認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を建築物等に付してはならないものとする。（第六十四条の十二関係）

(4) 登録建築物環境性能認証機関の登録は、建築物環境性能の認証の業務を行おうとする者の申請により行うものとするとともに、その登録に関する所要の規定を設ける。（第六十四条の十三～第六十四条の十八関係）

11 その他

その他所要の改正を行う。

12 附則

(1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

(2) 所要の経過措置等を定める。（附則第二条～第九条、第十三条関係）

(3) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第十条関係）

(4) その他所要の改正を行う。

◇予防接種法の一部を改正する法律（法律第七十六号）（厚生労働省）

1 「予防接種」の定義について、人体に注射し、又は接種する医薬品として、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンに加え、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を含むものとする。（第二条第一項関係）

2 その他所要の改正を行う。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

(2) その他関係法律について所要の改正を行う。

◇医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十七号）（こども家庭庁）

1 題名及び総則

(1) 題名

本法において支援の対象を「医療的ケア児及びその家族」から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に拡大す

ることに伴い、題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改める。

(2) 目的

目的に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにする」こと、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進」すること等を明記する。（第一条関係）

(3) 定義（第二条第三項及び第四項関係）

イ この法律において「医療的ケア児」とは、次に掲げる者をいう。

(イ) 医療的ケア児

(ロ) 医療的ケア児であった者であつて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

(ハ) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

ロ この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

(4) 基本理念

基本理念に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、」その日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等を明記する。（第三条関係）

〔登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為〕

第六条 新法第六十四条の十第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項並びに新法第六十四条の十四及び第六十四条の十五の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、新法第六十四条の十第一項の登録及び新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項の規定による公示とみなす。

〔登録建築物環境性能認証機関の認証業務規程に関する準備行為〕

第七条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第四十五条の規定の例により、同条第一項に規定する認証業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

〔第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用に関する経過措置〕

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの間における第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用については、第二号新法第七十一条中、「第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」とあるのは「又は第二十八条第三項」と、第二号新法第七十二条第一号中、「第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」とあるのは「若しくは第二十八条第四項」とする。

〔政令への委任〕

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討〕

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔建築基準法及び独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正〕

第十一条 次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第十四項第三号

二 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第十一号

（登録免許税法の一部改正）

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十五号の二中「又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関」を、「登録建築物エネルギー消費性能評価機関又は登録建築物環境性能認証機関」に改め、同号（一）及び（二）中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

（三）建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） 登録件数 一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第二号施行日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第一百五十五号の二（三）に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同号（三）中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く）」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第六条第二項（登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為）の登録」とする。

第十四条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第九項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

第五十四條第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二條第一項第三号」に改め、同条第八項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

財務大臣 片山さつき
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 鈴木 浩一
国土交通大臣 金子 恭正
環境大臣 石原 宏高
内閣総理大臣 高市 早苗

予防接種法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第七十六号

予防接種法の一部を改正する法律

予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品（次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。第二号において同じ。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 ワクチン

二 単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品

第三条第二項第五号及び第四条第二項第四号中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

第十三条第四項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改め、「昭和三十五年法律第百四十五号」を削り、「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

第二十三条第三項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第四十七条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改め、同条第五項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第五十三条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品」に、「ワクチン」を「特定医薬品の」に、「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に、「ワクチン」を「特定医薬品の」に改め、同条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

附則

- (施行期日)
- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の二第一項中「ワクチン」を「予防接種法第二条第一項に規定する特定医薬品」に改める。

財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第七十七号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に、「応じた」を「応じて保健医療サービスと福祉サービスとの連携による」に、「医療的ケア児及びその家族に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に」に改め、「係る施策」の下に「日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策」を加え、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、「より、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「図るとともに、その」を「図り、並びに医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにするとともに、医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「に資し」を「を図り、これらにより医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進し」に改める。

第二条第二項中「に規定する高等学校、中等教育学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」を「第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、及び高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)」並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程に限る。第七條において「専修学校」という。に改め、「及び第十四条第一項第一号」を削り、「次条第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

第一条に規定する高等学校、中等教育学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を「第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、及び高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)」並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程に限る。第七條において「専修学校」という。に改め、「及び第十四条第一項第一号」を削り、「次条第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

一 医療的ケア児

二 医療的ケア児であつた者であつて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

三 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者(前二号に掲げる者を除く。)

4 この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

第三条第一項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その」に改め、同条第二項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者がそれらの者でない者」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に改め、「必要とする医療的ケア」の下に「その他の支援」を、「労働」の下に「防災」を、「民間団体」の下に「以下「関係機関等」という。」を加え、同条第三項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改め、「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児を「後も」の下に「切れ目なく」を、「受けながら」の下に「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」を加え、「にも配慮して」を「を」として「に改め、同条第四項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に、「医療的ケア児及びその保護者」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者(配偶者)」に、「医療的ケア児を現に監護する」を「医療的ケア児等又は重症心身障害者を現に保護する」に改め、「第十条第二項」の下に「及び第二十一条第一項」を加え、同条第五項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に、「医療的ケア児及びその家族が」を「それらの者が」に改める。

第四条及び第五条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第六条中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加える。

第七条の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条中「学校」を「学校等(一に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」を「学校及び専修学校」に、「学校に」を「学校等に」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(支援に関して講じた施策に係る公表等)

第八条の二 政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

2 地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。

第二章の章名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第九条第一項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、同条第二項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「次項並びに次条第二項及び第三項」を「以下この章」に改め、「次条第三項において同じ」を削り、「できる」の下に「介護の業務に従事する者(次項及び第十条第二項において「介護従事者」という。)」を加え、同条第三項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条の次に次の一条を加える。